

大和郡山市自治会等防犯カメラ情報提供経費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大和郡山市自治会等防犯カメラ設置事業補助金交付要綱(以下「設置要綱」という。)の趣旨に基づき、犯罪抑止のため、防犯カメラを設置した自治会が、警察、裁判所等の公的機関からの要請を受け、記録した映像の提供に要した費用について、その全部又は一部を予算の範囲内で補助することを目的とする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付対象者は、大和郡山市自治連合会において認められた自治会及び代表者地区(以下「自治会等」という。)とする。

(補助対象費用)

第3条 補助対象となる費用は、自治会等が設置要綱による補助金の交付を受け設置した防犯カメラに記録した映像を、警察、裁判所等の公的機関からの提供要請(以下「提供要請」という。)を受け、提供したときに要した費用のうち、専門業者等への作業依頼に要した費用(以下「作業費用」という。)とする。

2 前項の補助対象費用には防犯カメラの維持管理費用は含まないものとする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、前条の規定による補助対象費用とし、提供要請1件につき、10,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自治会等(以下「申請者」という。)は、大和郡山市自治会等防犯カメラ情報提供経費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 提供要請の根拠となる法令条文を記載し、かつ、提供要請を行った公的機関の公印を押印した要請文書の写し
- (2) 作業費用にかかる領収書原本

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の申請を受けたときは、速やかに内容の審査を行い、大和郡山市自治会等防犯カメラ情報提供経費補助金交付又は不交付決定通知書(様式第2号)により申請者に審査の結果について通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による交付決定通知を受けた自治会等は、大和郡山市自治会等防犯カメラ情報提供経費補助金交付請求書(様式第3号)に必要事項を記入し、速やかに市長に補助金の請求を行うものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条による補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者及びこの要綱に違反した者に対し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた提供要請に対する作業費用について適用する。